



## 第8 税制の状況

- 1 令和5年度税制改正の概要 ..... 133
- 2 令和5年度の県税の概要 ..... 138



# 1 令和5年度税制改正の概要

出典：財務省ホームページ令和5年度税制改正の解説より

	改 正 点
1 個人住民税	<p>(1) 所得割の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合には、一定の純損失の金額及び雑損失の金額の繰越期間を3年から5年に延長することとされました。</p> <p>(2) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとされました。</p> <p>① 総務大臣による特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準に、一定の基準を加えることとされました。</p> <p>② 総務大臣は、指定をした都道府県等が指定基準のいずれかに適合しなくなった又は適合していなかったと認めるときは、指定を取り消すことができるものとされました。</p> <p>(3) 給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができるものとされました。</p> <p>(4) 国税のクラウドサービス等を利用した支払調書等の提出方法の整備を踏まえ、個人住民税に係る給与支払報告書等についても、クラウド等を利用して提出することができることとされました。</p> <p>(5) 給与支払報告書等の提出義務者のうち地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならないものが、書面に代えて光ディスク等による提出をするための要件である市町村長の承認を不要とする等所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(6) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、一定の所得割の納税義務者が払込みにより取得をした一定の株式会社の設立特定株式を加えることとされました。</p> <p>(7) 所得割の納税義務者が配偶者控除の適用を受けている配偶者を有する場合における配偶者特別控除の適用関係について、所要の措置を講ずることとされました。</p>
2 地方法人課税	<p>(1) 法人税割の課税標準である法人税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を含まないこととされました。</p> <p>(2) 法人税において福島国際研究教育機構を公共法人とすることを踏まえ、法人事業税においても同機構の行う事業について、非課税とする措置を講ずることとされました。</p> <p>(3) 土地改良法の改正により、土地改良区から一般社団法人又は認可地縁団体への組織変更制度が創設されたことを踏まえて、以下の措置を講ずることとされました。</p> <p>① 公共法人が収益事業を行う公益法人等又は普通法人に該当することとなった場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、その事実が生じた日の前日に終了し、これに続く事業年度は、同日の翌日から開始するものとされました。</p> <p>② 公共法人が公共法人及び公益法人等以外の法人に該当することとなった場合のその該当することとなった日の属する事業年度においては、中間申告納付をすることを要しないものとする事とされました。</p> <p>(4) 通算法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合</p>

	改 正 点
2 地方法人課税	<p>におけるその通算法人の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、次のとおり改めることとされました。</p> <p>① その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、その事業年度終了の日から2月以内とすることとされました。</p> <p>② その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度について、法人の事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用できることとすることとされました。</p> <p>(5) 一定の要件を満たす蓄電用の電気工作物を用いて電気を放電する事業を発電事業とすることに伴い、法人の事業税の分割基準について、所要の規定の整備を行うこととされました。</p> <p>(6) 個人の事業税の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合には、一定の損失の金額の繰越期間を3年から5年に延長することとされました。</p> <p>(7) 国税のデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の見直しを踏まえ、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用するとともに、所要の規定の整備を行うこととされました。</p> <p>(8) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとされました。</p> <p>(9) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、一定の場合における電気供給業を行う法人の一定の収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとされました。</p> <p>(10) 株式会社脱炭素化支援機構について、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額から政府の出資の金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずることとされました。</p>
3 不動産取得税	<p>(1) 不動産取得税に係る質問検査権について、納税義務者にその者の取得に係る家屋を引き渡したと認められる者が対象となることを明確化することとされました。</p> <p>(2) 税負担軽減措置等の創設 福島国際研究教育機構が取得する不動産について、非課税措置を講ずることとされました。</p> <p>(3) 税負担軽減措置等の拡充</p> <p>① 国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和7年に開催される国際博覧会への参加者が取得する博覧会の会場内において博覧会の用に供する一定の家屋について、非課税措置を講ずることとされました。</p> <p>② 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会との間に家屋を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が取得する当該家屋について、非課税措置を講ずることとされました。</p> <p>③ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置について、都市再生緊急整備地域における認定事業の事業区域面積要件を、0.5ha以上（現行1ha以上）とした上、その適用期限を令和8年3月31</p>

	改正点
3 不動産取得税	<p>日まで3年延長することとされました。</p> <p>④ 特例事業者等が営む不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、保育所を新たに適用対象に加える一方で劇場を適用対象から除外する拡充等を行った上、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(4) 税負担軽減措置等の延長</p> <p>① 預金保険法等に規定する協定銀行が破綻金融機関等からの事業譲渡等に伴い取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>② 鉄道事業者が取得する全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を令和13年3月31日まで8年延長することとされました。</p> <p>③ 農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農用地利用集積等促進計画等に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>④ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑤ 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑥ 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑦ 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑧ 買取再販事業者が取得する不動産に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(5) 税負担軽減措置等の整理合理化 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置について、その対象となる貸家住宅の床面積の要件の見直しを行った上、その適用期限を令和7年3月31日まで延長することとされました。</p> <p>(6) 税負担軽減措置等の廃止</p> <p>① 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置が廃止されました。</p> <p>② 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置が廃止されました。</p>

	改正点
4 軽油引取税	<p>(1) 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊が公用に供する軽油の輸入をする場合等について、軽油引取税の課税免除措置を講ずることとされました。</p> <p>(2) オーストラリア軍隊が国内において行う軽油の引取りについて、自衛隊と同等の条件で軽油引取税の課税免除措置を講ずることとされました。</p>
5 自動車税	<p>(1) 自動車税環境性能割について、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置いた上、3年間で段階的に引き上げることとされました。</p> <p>(2) 自動車税種別割のグリーン化特例について、軽課措置等を維持しつつ、その適用期限を3年延長することとされました。</p> <p>(3) 燃費・排ガス不正行為への対応 非課税対象車等に係る環境性能割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときに、当該認定等の申請をした者等を当該不足額に係る自動車について申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する等の特例措置について、次の見直しが行われました。</p> <p>① 当該認定等の申請をした者等の不正行為に起因し環境性能割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき環境性能割の額は、当該不足額に100分の35（現行100分の10）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました。</p> <p>② ①の者が納付した環境性能割の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました。</p> <p>(4) 日豪円滑化協定締結に伴う非課税措置 オーストラリア軍隊が所有する自動車のうち公用に供するものに対しては、自動車税を非課税とする措置を講ずることとされました。</p> <p>(5) 特例措置の延長等</p> <p>① 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車税環境性能割の非課税措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>② 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>③ 側方衝突警報装置を装備した自動車（新車に限る。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置について、一定の場合にその通常の取得額から一定の金額を控除することとした上で、その適用期限を2年延長することとされました。</p>

	改 正 点
6 納税環境整備	<p>(1) 国税の無申告加算税及び無申告重加算税に係る加重措置の見直しを踏まえ、地方税においても、不申告加算金及び重加算金について、国税と同様に所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(2) 国税の公示送達制度の見直しを踏まえ、地方税においても、国税と同様に所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(3) 国税の滞納処分免脱罪の適用対象の整備を踏まえ、地方税においても、国税と同様に所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(4) 国税の納税の猶予に関する調査手続の見直しを踏まえ、地方税においても、徴収の猶予の申請に関する調査手続について、国税と同様に所要の措置を講ずることとされました。</p>

## 2 令和5年度の県税の概要

税目	納税義務者	課税標準額等	税率	納期	
個人の県民税	均等割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………2,000円 うち、水と緑の森づくり税分500円	給与所得者（特別徴収）は毎月（給与から差し引かれる）65才以上の年金受給者（特別徴収）は偶数月の年6回（年金から差し引かれる）その他の人（普通徴収）は6月・8月・10月・1月（市町村民税と同時に納める）
	水と緑の森づくり税				
	所得割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者		前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%
法人の県民税	均等割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分27,000円	
	資本金等の額が50億円を超える法人	年額……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分40,000円			
水と緑の森づくり税					
法人税割	県内に事務所・事業所を有する法人（R1年10月1日以後開始する事業年度）	法人税額（国税）		1.8% （資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は1.0%）	
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額		5%	翌月の10日（毎月）
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額		5%	翌月の10日（毎月）
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額		5%	翌年の1月10日
個人の事業税	次の事業を行っている個人 第1種事業（物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など） 第2種事業（畜産業・水産業など） 第3種事業（医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など）	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% （ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%）	第1期 8月31日 第2期 11月30日	（ただし、税額10,000円以下の場合は第1期に全額納付）
※1法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人	電気供給業・導管ガス供給業・保険業・貿易保険業を行う法人は収入金額		1.0%	法人の県民税と同じ
		電気供給業（小売・発電・特定卸供給事業）を行う法人は収入金額、所得金額、付加価値額及び資本金等の額（令和2年4月1日以後開始する事業年度）	資本金の額が1億円を超える法人 （収入割）……………0.75% （付加価値割）……………0.37% （資本割）……………0.15%		
		特定ガス供給事業を行う法人は、収入金額、付加価値額及び資本金等の額	（収入割）……………0.75% （所得割）……………1.85%		
		外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	（収入割）……………0.48% （付加価値割）……………0.77% （資本割）……………0.32%		
				（所得割）……………1.0% （付加価値割）……………1.2% （資本割）……………0.5%	

税 目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
※1法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人	普通法人は額 所得金額 特別法人は額 所得金額	400万円以下の額 … 3.5% 400万円を超え800万円以下の額 …… 5.3% 800万円を超える額… 7.0% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000 万円以上の法人 …… 7.0% 400万円以下の額…3.5% 400万円を超える額…4.9% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000 万円以上の法人 ……4.9%	法人の県民税と同じ
地方消費税	譲渡割 課税資産の譲渡等を行う者 貨物割 課税貨物を保税地域から引取る者	消費税額 (国税)	78分の22	国の消費税と同じ
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者	不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は4%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等	売渡本数	1,000本につき 1,070円	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～500円	翌月の15日 (毎月)
自動車税 環境性能割	自動車の取得者	自動車の価格	営業用0～2% 自家用0～3%	自動車の登録をするとき
※2自動車税 種別割	自動車の所有者	乗用車 営業用 自家用 貨客兼用車 バス 営業用 一般乗合用 その他 自家用 トラック 営業用 積載量8トン以下 積載量8トンを 超えるもの 自家用 積載量8トン以下 積載量8トンを 超えるもの	7,500円～40,700円 25,000円～110,000円 トラックの税額に総排気量 に応じて営業用は3,700円～ 6,300円を、自家用は5,200 円～8,000円を加算した額 12,000円～29,000円 26,500円～64,000円 33,000円～83,000円 6,500円～29,500円 8トンを超える1トンまでご とに29,500円に4,700円を 加算 8,000円～40,500円 8トンを超える1トンまでご とに40,500円に6,300円を 加算	5月31日
鉦 区 税	県内に鉦業権をもっている者	鉦区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日
※3狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下 記の者以外のもの 第一種銃猟免許で県民 税所得割の納付を要し ない農林水産業者を除 く扶養親族等以外の者 網猟免許又はわな猟 免許で下記の者以外 のもの 網猟免許又はわな猟免 許で県民税所得割の納 付を要しない農林水産 業者を除く扶養親族等 以外の者 第二種銃猟免許	16,500円 11,000円 8,200円 5,500円 5,500円	狩猟者の登録を受ける日
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者	引取数量	1キロリットルにつき 32,100円	翌月の末日 (毎月)

140 税制の状況

税 目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
核 燃 料 税	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 発電用原子炉の熱出力	8.5% 1 課税期間（3ヶ月）につき、千kwあたり41,100円※4	核燃料挿入日から2月後の月の末日 各課税期間の末日の翌日から2月以内
産 業 廃 棄 物 減 量 税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	1トン当たり 1,000円	4・7・10・1月末日

- ※1 令和元年10月1日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、特別法人事業税（国税）が課されます。
- ※2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約75%又は約50%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、一部を除き、本来の税額に約15%加算（バス及びトラック等については、約10%加算）
- ※3 令和6年3月31日までの間に限り次の措置を講じる。
  - ①対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録・・・非課税
  - ②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録・・・非課税
  - ③有害鳥獣捕獲許可従事者※が受ける登録・・・2分の1軽減  
 ※狩猟者登録を申請した日前1年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者
- ※4 廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉については63,000円